

## 岡山県税制懇話会設置要綱

### (目的)

第1条 岡山県税制懇話会（以下「懇話会」という。）は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究する。

### (事業)

第2条 懇話会は、岡山県の独自税制に係る税制度のあり方その他懇話会の目的を達成するために必要な事項について調査及び研究を行い、成果を知事に報告する。

### (委員)

第3条 懇話会は、委員で構成する。

2 委員には、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する者をもって充てる。

3 委員の定数は、8名以内とする。

### (運営)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、この要綱の施行の日から平成31年3月31日までとする。

### (意見の聴取)

第6条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (事務局)

第7条 事務局は、総務部税務課に置く。

### (その他)

第8条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この設置要綱は、平成29年4月5日から施行する。

#### (要綱の廃止)

2 この設置要綱は、第5条に規定する委員の任期の満了をもって、その効力を失う。

## ○岡山県産業廃棄物処理税条例

平成14年6月28日

岡山県条例第47号

## (産業廃棄物処理税)

第1条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第6項の規定により、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する費用（以下「産業廃棄物対策促進費用」という。）に充てるため、及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定により保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）に対し産業廃棄物対策促進費用に充てる財源を交付するため、産業廃棄物処理税を課する。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この条及び第14条第2項において「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- 二 最終処分業者 廃棄物処理法第11条第2項の規定により産業廃棄物の最終処分をその事務として行う県内の市町村（市町村の組合を含む。次号において同じ。）及び廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による知事（保健所設置市にあつては、その長。同号において同じ。）の許可（廃棄物処理法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による事業の範囲の変更に係る許可を含む。）を受け、産業廃棄物の最終処分を業として行う者をいう。
- 三 最終処分場 前号の市町村が設置する一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。）の最終処分場及び廃棄物処理法第15条第1項の規定による知事の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場（同項の規定の適用を受けないで設置されたものを含む。）をいう。

## (納税義務者等)

第3条 産業廃棄物処理税は、事業者（中間処理業者（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。）を含む。次項において同じ。）がその排出する産業廃棄物の最終処分を最終処分業者に委託した場合において、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者には課する。

2 産業廃棄物処理税は、前項に規定する場合のほか、事業者がその排出する産業廃棄物の最終処分を自ら行う場合においては、当該事業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者には課する。

## (課税標準)

第4条 産業廃棄物処理税の課税標準は、前条第1項又は第2項の搬入に係る産業廃棄物の重量とする。

2 前項に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところ

ろにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第5条 産業廃棄物処理税の税率は、1トンにつき千円とする。

(徴収の方法)

第6条 産業廃棄物処理税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第3条第2項の規定により産業廃棄物処理税を課する場合には、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者等)

第7条 最終処分業者を産業廃棄物処理税の特別徴収義務者に指定する。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、産業廃棄物処理税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定するものとする。

3 前二項の特別徴収義務者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入があったときに産業廃棄物処理税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第8条 前条第1項の規定により特別徴収義務者に指定された者は産業廃棄物の最終処分を業として開始しようとする日の5日前までに、同条第2項の規定により特別徴収義務者に指定された者は直ちに、その特別徴収すべき産業廃棄物処理税に係る最終処分場ごとに、当該最終処分場における特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。第10条第2項第1号及び第13条第1項第1号において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。第10条第2項第1号及び第13条第1項第1号において同じ。）

二 最終処分場の所在地及び名称

三 事業開始年月日

四 その他参考となるべき事項

3 第1項の登録を受けた者は、その登録事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、第1項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物処理税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付するものとする。

5 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。

6 第4項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

7 第4項の証票の交付を受けた者は、当該最終処分場に係る産業廃棄物処理税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内に、知事にその旨を届け出るとともに、その証票を返さなければならない。

(申告納入)

第9条 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき産業廃棄物処理税に係る課税標準たる重量（当該重量にトン位以下第三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の重量とする。第12条において同じ。）、税額その他規則で定める事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

（納税の猶予）

第10条 知事は、産業廃棄物処理税の特別徴収義務者が最終処分料金及び産業廃棄物処理税の全部又は一部を前条の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物処理税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。この場合においては、当該徴収金について、当該徴収猶予をする金額を分割して納入させることができる。

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号

二 最終処分料金及び産業廃棄物処理税の全部又は一部を前条の納期限までに受け取ることができなかつた事実があること。

三 前号の事実に基づきその納入すべき産業廃棄物処理税に係る徴収金の全部又は一部を一時に納入することができない事情の詳細

四 徴収猶予を受けようとする金額及びその期間

五 前号の金額を分割して納入しようとする場合は、その旨、分割して納入する期限及び当該期限ごとに納入する金額

六 その他参考となるべき事項

3 知事は、第1項の規定により徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、納税の猶予については、岡山県税条例（昭和29年岡山県条例第37号）第11条の2から第11条の7までの規定の例による。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第11条 知事は、産業廃棄物処理税の特別徴収義務者が最終処分料金及び産業廃棄物処理税の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物処理税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物処理税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているときその他その産業廃棄物処理税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 知事は、前項の規定により、産業廃棄物処理税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 知事は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納付)

第12条 第6条ただし書の規定により産業廃棄物処理税を申告納付すべき納税者(第14条第1項及び第15条第1項において「産業廃棄物処理税の納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における申告納付すべき産業廃棄物処理税に係る課税標準たる重量、税額その他規則で定める事項を記載した納付申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付申告書を提出した者は、当該納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(最終処分場の設置等の届出)

第13条 最終処分場を設置しようとする者(第8条第1項の規定により登録を申請する者を除く。)は、当該最終処分場における産業廃棄物の最終処分を開始しようとする日の5日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号

二 最終処分場の所在地及び名称

三 最終処分の開始年月日

四 その他参考となるべき事項

2 前項の届出をした者は、その届出事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、最終処分場を譲り受け、又は借り受けようとする者について準用する。

(帳簿の保存等)

第14条 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者及び産業廃棄物処理税の納税者(以下この条において「特別徴収義務者等」という。)は、帳簿を備え、規則で定めるところにより、最終処分場への産業廃棄物の搬入に関する事実をこれに記載し、当該搬入の行われた日の属する月の末日の翌日から一月を経過した日から5年間保存しなければならない。

2 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入に際して廃棄物処理法において作成すべきこととされている書類等のほか、最終処分に係る委託契約書その他規則で定めるものを当該搬入の行われた日の属する月の末日の翌日から一月を経過した日から5年間保存しなければならない。

3 特別徴収義務者等は、第1項の帳簿(以下この条において「帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、規則で定めるところにより、知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の備付け及び保存をもって当該承認を受け

た帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 4 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者は、第2項の規定により保存しなければならないこととされている書類等（以下この条において「書類等」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、規則で定めるところにより、知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた書類等に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた書類等の保存に代えることができる。
- 5 前項に規定するもののほか、産業廃棄物処理税の特別徴収義務者は、書類等の全部又は一部について、当該書類等に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合であって、規則で定めるところにより、知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた書類等に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた書類等の保存に代えることができる。
- 6 特別徴収義務者等は、帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、規則で定めるところにより、知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この条において同じ。）による保存をもって当該承認を受けた帳簿の備付け及び保存に代えることができる。
- 7 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者は、書類等の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、規則で定めるところにより、知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた書類等に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた書類等の保存に代えることができる。
- 8 第3項の承認を受けている特別徴収義務者等又は第4項の承認を受けている特別徴収義務者は、規則で定める場合において、帳簿又は書類等のうち第3項又は第4項の承認を受けているものの全部又は一部について、規則で定めるところにより、知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた帳簿又は書類等に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた帳簿又は書類等に係る電磁的記録の保存に代えることができる。
- 9 知事は、第3項から前項までのいずれかの承認を受けている帳簿又は書類等（以下この項において「電磁的記録に係る承認済帳簿等」という。）の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある電磁的記録に係る承認済帳簿等について、その承認を取り消すことができる。
  - 一 その電磁的記録の備付け又は保存若しくは電子計算機出力マイクロフィルムによる保存が行われていないこと。
  - 二 その電磁的記録の備付け又は保存若しくは電子計算機出力マイクロフィルムによる保存が第3項から前項までに規定する規則で定めるところに従って行われていないこと。
- 10 知事は、前項の規定による承認の取消しの処分をする場合には、その承認を受けている者に対し、その旨及びその理由を記載した書面により、これを通知するものとする。  
（更正及び決定の通知等）

第15条 知事は、法第733条の16の規定により産業廃棄物処理税の更正及び決定を

した場合には、その旨を産業廃棄物処理税の特別徴収義務者又は産業廃棄物処理税の納税者に通知しなければならない。

- 2 前項の通知をした場合において、不足金額（更正による納入金若しくは税金の不足金額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。）があるときは、当該通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収する。

（賦課徴収）

第16条 産業廃棄物処理税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び岡山県税条例の定めるところによる。この場合において、同条例第2条第2号中「狩猟税」とあるのは「／狩猟税／産業廃棄物処理税／」と、同条例第8条中「この条例」とあるのは「この条例若しくは岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）」と、同条例第10条第1項中「八 前各号以外の県税（特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、たばこ税、自動車取得税並びに鉱区税を除く。）にあつては、課税客体の所在地」とあるのは「／八 産業廃棄物処理税にあつては、最終処分場の所在地／九 前各号以外の県税（特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、たばこ税、自動車取得税並びに鉱区税を除く。）にあつては、課税客体の所在地／」と、同条例第23条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは岡山県産業廃棄物処理税条例」とする。

- 2 産業廃棄物処理税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17第2項第9号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

（使途）

第17条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物処理税額に相当する額から次項の規定により保健所設置市に交付する額に相当する額及び産業廃棄物処理税の徴収に要する費用として規則で定める額の合計額を控除して得た額を、産業廃棄物対策促進費用に充てなければならない。

- 2 知事は、保健所設置市に対し、規則で定めるところにより、県に納入され、又は納付された当該保健所設置市に所在する最終処分場に係る産業廃棄物処理税額に相当する額に規則で定める率を乗じて得た額の2分の1に相当する額を交付するものとする。
- 3 保健所設置市は、前項の規定により交付を受けた金額を産業廃棄物対策促進費用に充てなければならない。

（規則への委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行し、同日以後に行う最終処分場への産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物処理税について適用する。（平成14年規則第117号で平成15年4月1日から施行）

（施行前の準備）

- 2 第7条第1項の規定により特別徴収義務者に指定されることとなる者に係る特別徴収義務者としての登録の申請及び証票の交付は、この条例の施行の日（以下「施行日」と

いう。)前においても、第8条第1項(次項の規定が適用される場合を含む。)及び第4項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 施行日において現に最終処分業者である者については、施行日に最終処分を業として開始しようとするものとみなして、第8条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「産業廃棄物の最終処分を業として開始しようとする日の5日前までに」とあるのは「直ちに」とする。

4 施行日において現に最終処分場を設置している者については、施行日に当該最終処分場を設置しようとするものとみなして、第13条第1項及び第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「当該最終処分場における産業廃棄物の最終処分を開始しようとする日の5日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

(検討)

5 知事は、岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例(平成24年岡山県条例第78号)の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平19条例53・平24条例78・一部改正)

附 則(平成15年条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第49号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第33号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第52号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成17年規則第7号で平成17年3月1日から施行)

附 則(平成18年条例第11号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第53号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。



附 則（平成 21 年条例第 35 号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 76 号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 78 号）  
この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年条例第 65 号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条及び第 16 条第 1 項の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。  
（申請書の記載事項等に関する経過措置）
- 2 改正後の第 8 条第 2 項及び第 13 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に提出する申請書又は同日以後にされる届出について適用し、同日前に提出した申請書又は同日前にされた届出については、なお従前の例による。  
（納税の猶予に関する経過措置）
- 3 改正後の第 10 条第 2 項及び第 4 項の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する日以後に行われる納税の猶予について適用する。

## ○岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金条例

平成15年3月18日

岡山県条例第10号

## 岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金条例

(平23条例5・改称)

(設置及び目的)

第1条 潤い及び安らぎのある快適な環境づくりを推進し、並びに産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進（第4条第1項ただし書及び第5条ただし書において「産業廃棄物の発生の抑制等」という。）を図るため、岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(平23条例5・一部改正)

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）に基づく産業廃棄物処理税の収入額のうち一般会計歳入歳出予算（次号及び第4条において「予算」という。）に定める額

二 前号に掲げるもののほか、予算に定める額

(平23条例5・全改)

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより、第1条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。ただし、第2条第1号に掲げる額として基金に積み立てられた額の運用から生ずる収益は、産業廃棄物の発生の抑制等を達成するための経費の財源に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(平23条例5・一部改正)

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。ただし、第2条第1号に掲げる額及びその運用から生じた収益として基金に積み立てられた額は、産業廃棄物の発生の抑制等を達成するための経費の財源に充てるものとする。

(平23条例5・一部改正)

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(岡山県環境保全基金条例及び岡山県文化事業振興及び美術品取得基金条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 岡山県環境保全基金条例 (平成2年岡山県条例第12号)

二 岡山県文化事業振興及び美術品取得基金条例 (平成十八年岡山県条例第四十三号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に、前項の規定による廃止前の岡山県環境保全基金条例に基づく岡山県環境保全基金のうち2億円を超える部分は第1条による改正後の岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金条例に基づく岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金として、同項の規定による廃止前の岡山県文化事業振興及び美術品取得基金条例に基づく岡山県文化事業振興及び美術品取得基金のうち十億円は第二条による改正後の岡山県文化振興基金条例に基づく岡山県文化振興基金として、それぞれ積み立てられたものとみなす。

都道府県における産業廃棄物処理税の導入状況

都道府県名	税の名称	導入年月日	税率 (円/トン)	課税客体			徴収方法			申告回数			課税免除・減免等	
				最終処分場への搬入	中間処分場への搬入又は最終処分場への搬入及び最終処分場への搬入	焼却施設及び最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	排出事業者申告納付	焼却特別徴収・最終処分業者特別徴収	毎月	年4回	年1回	あり	なし
三重県	産業廃棄物税	H14.4.1	1,000		○			○					○	○
鳥取県	産業廃棄物処分場税	H15.4.1	1,000	○			○				○		○	
岡山県	産業廃棄物処理税		1,000	○			○			○				○
広島県	産業廃棄物埋立税		1,000	○			○				○		○	
青森県	産業廃棄物税	H16.1.1	1,000	○			○			○			○	
岩手県	産業廃棄物税		1,000	○			○			○				○
秋田県	産業廃棄物税		1,000 指定副産物: 250	○			○			○				○
滋賀県	産業廃棄物税		1,000		○			○				○	○	
新潟県	産業廃棄物税	H16.4.1	1,000	○			○				○			○
奈良県	産業廃棄物税		1,000	○			○			○				○
山口県	産業廃棄物税		1,000	○			○			○			○	
宮城県	産業廃棄物税	H17.4.1	1,000	○			○				○		○	
京都府	産業廃棄物税		1,000	○			○				○			○
島根県	産業廃棄物減量税		1,000	○			○				○		○	
福岡県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分:800			○			○			○		○

都道府県名	税の名称	導入年月日	税率 (円/トン)	課税客体			徴収方法			申告回数			課税免除・減免等	
				最終処分場への搬入	中間処分場への搬入又は最終処分場への搬入	焼却施設及び最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	排出事業者申告納付	業者特別徴収・最終処分	毎月	年4回	年1回	あり	なし
佐賀県	産業廃棄物税	H17.4.1	1,000 焼却処分:800			○			○		○		○	
長崎県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分:800			○			○		○		○	
熊本県	産業廃棄物税		1,000	○			○				○		○	
大分県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分:800			○			○		○		○	
宮崎県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分:800			○			○		○		○	
鹿児島県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分:800			○			○		○		○	
福島県	産業廃棄物税	H18.4.1	1,000	○			○				○		○	
愛知県	産業廃棄物税		1,000 自社処分:500	○			○			○			○	
沖縄県	産業廃棄物税		1,000	○			○				○		○	
北海道	循環資源利用促進税	H18.10.1	1,000	○			○				○		○	
山形県	産業廃棄物税		1,000	○			○				○		○	
愛媛県	資源循環促進税	H19.4.1	1,000 自社処分:500 ※最終処分業者を除く	○			○				○		○	
集 計				19	2	6	19	2	6	7	18	2	21	6

[参考]産業廃棄物処理関係税の導入状況

